

くらしの法律救急箱



第39回 相続・遺言のNG集

Q1 ビデオで遺言の内容を撮りたいと思うのですが、法的には効力がありますか。

A1 ビデオで遺言を残すことはできません。遺言の方式は法律で決められており、代表的なものとして、「自筆証書遺言」「秘密証書遺言」「公正証書遺言」がありますが、いずれにしても必ず書面で作成する必要があります。したがって、遺言をビデオ録画しても、また、パソコンに保存しておいても、法律上は遺言としての効力がありません。

Q2 遺言を書いたら、必ず封印しなければならぬのでしょうか。また、自分に不利な遺言書を隠してしまったらどんな問題がありますか。

A2 自筆証書遺言の場合、封入や封印は要件ではなく、封印をしていなくても無効とはなりません。

遺言を勝手に変えられることなどを避けるために封印する場合、封筒に入れて封をし、中に入れる遺言に使った印で封印することとなります。このように封印された遺言は、家庭裁判所において相続人又はその代理人の立会いがなければ、開封することができません（検認手続）。

検認の手続を経ずに開封してしまった場合、そのことに

よって遺言が無効になるわけではありませんが、5万円以下の過料に処せられるおそれがあります。そのため、封筒の表書には「遺言」、裏面には作成日を書いておくのがよいでしょう。うっかり開封しないように、「開封せずに家庭裁判所に提出すること」と書いておくのもよいかもしれません。

なお、検認手続前に開封してしまった場合でも、検認手続を受ける必要があります。

また、遺言書を偽造したり、既にある遺言書を変造したり、破棄したり、隠したりすると「相続欠格」となり、相続人の資格がなくなってしまうます。

Q3 夫婦で一緒に遺言を書いておこうと思いますが問題はありますか。

A3 民法は、二人以上の人が同一の証書で遺言すること（共同遺言）を禁止しており、1枚の紙に、夫婦連名で書いた遺言は無効です。

このような共同遺言が禁止されているのは、遺言は厳格に方式が定められているため、一方の遺言が無効だった場合に、他方の遺言の有効性にまで影響してしまうおそれがあることや、遺言は、書いた人が自由に撤回できることになっっているのに、二人以上の人が同一の証書で遺言をすると、遺言意思や撤回の自由度が制限されるためです。

なお、夫婦がそれぞれ独立して書き、それらが同じ封筒



弁護士 **小島幸保** (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。
2006年、小島法律事務所開設。

に収められているような場合は共同遺言には当たらず、禁止されています。

Q4

「書き漏れ」など、遺言に書かなかった財産が見つかった場合はどうなりますか。また、遺言に書かれている内容は絶対に守らなければいけないのでしょうか。

A4

遺言書に書かれていない財産がある場合には、相続人がこれをどのように分けるのかを話し合い、合意したうえで分けることとなります（遺産分割協議）。話し合いが見つからない場合、財産の種類によっては裁判所が審判で決めることとなります。

また、相続人全員が合意するのであれば、必ずしも遺言書の内容に沿って財産を分ける必要はありません。

Q5

二人の息子のうち、二男は商売には不向きであり、長男に家業を継がせるための遺言を書くつもりです。その場合、私よりも長男が先に亡くなったら、長男の子どもに継がせることができますか。

A5

長男が遺言者よりも先に亡くなった場合、長男の子は、長男の代わりに相続することができます（代襲相続）。ただし、遺言に基づく長男の立場をそのまま相続することは

原則として認められず、長男の子は二男などの他の相続人と遺産分割協議をして、誰がどのような財産を相続するかを決めることとなります。

というのも、遺言の内容のうち、長男の相続分については原則として効力を失うからです。このような事態に備えるため、「予備的遺言」が活用できます。予備的遺言とは、遺言の中に「長男がすでに死亡している場合は、長男の子に相続させる」と書いておくものです。

Q6

遺言の内容を「子ども三人のうち、長男に全財産を相続させる」としようと思っていますが、長男以外の子どもたちには知らせずに、長男は相続手続ができるでしょうか？

A6

「自筆証書遺言」は、A2のとおり、「検認」という手続が必要です。検認手続が行われるとの通知は相続人全員に送られますので、長男以外も自筆証書遺言があったことを知りますし、検認手続により遺言の内容も知ることができます。

これに対して、「公正証書遺言」には、検認は不要で、遺言執行者も定めておけば、長男により相続手続はスムーズに進められる可能性が高くなります。ただし、全財産を長男に与える遺言は、他の二人の「遺留分」を侵害することとなり、他の兄弟が不満を持てば、長男が財産を取得できたとしても、その後トラブルが起こる可能性があります。